

平成 27 年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金交付要綱（一部抜粋）

（事業の審査）

第 8 条 補助事業の公正かつ円滑な実施を図るため、補助事業の審査を別表 3 のとおり行う。

別表第 3（第 8 条関係）

1 審査員の構成

審査を行う者（以下「審査員」という。）は、5 名以内とし、高知県林業振興・環境部長が別に指名する。

2 審査会の実施

事務局は、高知県林業振興・環境部環境共生課におき、審査会は、環境共生課長が必要に応じて招集する。

3 審査の採点

審査員は、一人につき 25 点保有し、次の審査項目ごとに 1 点から 5 点までの採点を行う。

審査項目		配点
ア	事業目的の妥当性 a 事業の目的及び目標が明確であるか。 b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。	5 点
イ	選択した手法の合理性 a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。 b 課題の解決につながる手法（事業内容、日程、人員、費用等）の検討がなされているか。 c 無駄なく能率的な手法がとられているか。 d 公益性のある活動であるか。	5 点
ウ	事業の効果度 a 事業実施によりどのような結果が得られるか。 b 得られた結果が課題解決に結びつくか。 c 費用に見合った事業効果が期待できるか。	5 点
エ	地域住民の参加や協働 a 地域住民及び様々な主体の参加があるか。 b 事業の実施により県民の環境活動への参加及び環境ネットワークの広がりが期待できるか。	5 点
オ	関係者の合意形成及び推進体制 a 関係者との間で十分な協議がなされているか。 b 必要に応じて市町村等との外部調整ができていないか。 c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができていないか。	5 点
合計点（審査員一人当たり）		25 点

4 採択基準

採択は、審査員の合計点の 6 割以上の事業を目安とする。なお、事業の合計点数が同じ場合は、審査員が協議の上、優先順位を付するものとする。